



要望書が市長より手渡されました

糸島市危機管理課

東日本大震災に関する総合的な問い合わせ先
電話番号 (3332) 2110

2 説明責任
福島第1原子力発電所の事故を受けて、同様の災害が発生した場合のシミュレーションを行い、安全性の確保に万全の態勢を整えること。
説明責任を果たすこと。

3 情報提供
異常時の連絡体制について、糸島市に直接連絡が入る体制に変更すること。

糸島市は、佐賀県玄海町の九州電力玄海原子力発電所に近接しており、風下にあります。今回の福島原発事故を糸島市に置き換えると、糸島市の一部が20kmの避難区域に、30kmになると約1万6000人の市民が生活する地域が屋内退避区域になります。

このことから、4月8日に九州電力との協議を行い、糸島市の緊急要望事項として3項目からなる要望書を提出しました。

住民の不安を解消するため、要望に誠実に応えてくれるようお願いしました。

市は九州電力に対し、絶対に事故を発生させない万全の安全対策を講じることはもちろん、万が一の事故発生について説明がありました。

市は九州電力に対し、絶対に事故を発生させない万全の安全対策を講じることはもちろん、万が一の事故発生について説明がありました。